

議案第63号

久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成22年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額を改定したいので、この案を提出するものであります。